

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）	令和2年度（改正前）
<p><u>令和3年度</u>東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱</p> <p><u>令和3年 月 日2福保高施第2364号</u></p> <p>1及び2（現行のとおり）</p> <p>3 交付の対象施設</p> <p>この補助金の交付の対象となる施設は、当該年度の1月1日までに法人が設置する定員30人以上の特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）であって、都内に所在する施設（以下「交付対象施設」という。）とする。ただし、地方公共団体が国庫補助金若しくは国庫負担金又は東京都の補助金を受けて整備した特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）は除く。</p> <p>また、従来型施設とユニット型施設が同一建物内にあり経営資源を共有している場合は、実態として一体として使用されているものとみなし、両定員を合算した1施設として扱う。</p> <p>なお、次の各号のいずれかに該当する交付対象施設については、原則として、この補助金の一部又は全部を交付しないものとする。</p>	<p><u>令和2年度</u>東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱</p> <p><u>令和2年3月15日31福保高施第2525号</u></p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 交付の対象施設</p> <p>この補助金の交付の対象となる施設は、当該年度の1月1日までに法人が設置する定員30人以上の特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）であって、都内に所在する施設（以下「交付対象施設」という。）とする。ただし、地方公共団体が国庫補助金若しくは国庫負担金又は東京都の補助金を受けて整備した特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）は除く。</p> <p>また、従来型施設とユニット型施設が同一建物内にあり経営資源を共有している場合は、実態として一体として使用されているものとみなし、両定員を合算した1施設として扱う。</p> <p>なお、次の各号のいずれかに該当する交付対象施設については、原則として、この補助金の一部又は全部を交付しないものとする。</p>

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）	令和2年度（改正前）
<p>(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの</p> <p>(2) 老人福祉法、介護保険法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した社会福祉法人が設置するもの</p> <p>(3) 老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき東京都知事（以下「知事」という。）が実施する指導検査における行政指導 文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの</p> <p>(4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない社会福祉法人又は改善の見込みがない社会福祉法人が設置するもの</p> <p>(5) 別表に定める「サービス評価・改善計画加算」の実施について、<u>令和3年度</u>東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の減額に関する事務処理要綱に定める減額事由に該当したもの</p> <p><u>4から8まで（現行のとおり）</u></p>	<p>(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの</p> <p>(2) 老人福祉法、介護保険法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した社会福祉法人が設置するもの</p> <p>(3) 老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき東京都知事（以下「知事」という。）が実施する指導検査における行政指導 文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの</p> <p>(4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しない社会福祉法人又は改善の見込みがない社会福祉法人が設置するもの</p> <p>(5) 別表に定める「サービス評価・改善計画加算」の実施について、<u>令和2年度</u>東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の減額に関する事務処理要綱に定める減額事由に該当したもの</p> <p><u>4から8まで（略）</u></p>

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）	令和2年度（改正前）
<p>9 補助金の交付方法</p> <p>この補助金は、8で決定した額を2回に分けて概算で交付する。各回の交付割合は次に掲げる表1によることとする。ただし、努力・実績加算については、表2によることとし、千円未満の端数が生じた場合は、第2回で調整することとする。</p> <p>なお、変更交付決定により差額が生じた場合は、<u>第2回の交付で調整する。</u></p> <p>10から12まで（現行どおり）</p> <p>13 財務情報等の公表</p> <p>法人は、施設運営に係る基本的な財務状況、利用状況及び職員状況を、財務情報等の公表様式（別記第5号様式）により<u>令和4年</u>7月1日までに作成し、施設内に掲示するとともに、利用者へ配布する等により、その内容を周知しなければならない。</p> <p>14（現行のとおり）</p> <p>附 則</p> <p><u>この要綱は、令和3年4月1日から適用する。</u></p>	<p>9 補助金の交付方法</p> <p>この補助金は、8で決定した額を2回に分けて概算で交付する。各回の交付割合は次に掲げる表1によることとする。ただし、努力・実績加算については、表2によることとし、千円未満の端数が生じた場合は、第2回で調整することとする。</p> <p>なお、変更交付決定により差額が生じた場合は、<u>その後の交付割合に応じ</u> <u>て対応する。</u></p> <p>10から12まで（略）</p> <p>13 財務情報等の公表</p> <p>法人は、施設運営に係る基本的な財務状況、利用状況及び職員状況を、財務情報等の公表様式（別記第5号様式）により<u>令和3年</u>7月1日までに作成し、施設内に掲示するとともに、利用者へ配布する等により、その内容を周知しなければならない。</p> <p>14（略）</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p>

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）			令和2年度（改正前）				
別表（令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱5関係） 1 交付対象経費及び算定基準 (1)この補助金の交付の対象となる経費は、交付対象施設の運営費等、交付対象施設のための施設整備費積立金等とする。 (2)この補助金の交付額は、次の表に定める基準額により算定された額の合計(1,000円未満の端数が生じた場合には、項目ごとにこれを切り捨てる)とする。ただし、0円を下回る場合は、補助金を交付しないものとする。			別表（令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱5関係） 1 交付対象経費及び算定基準 (1)この補助金の交付の対象となる経費は、交付対象施設の運営費等、交付対象施設のための施設整備費積立金等とする。 (2)この補助金の交付額は、次の表に定める基準額により算定された額の合計(1,000円未満の端数が生じた場合には、項目ごとにこれを切り捨てる)とする。ただし、0円を下回る場合は、補助金を交付しないものとする。				
	区 分	基準額等		区 分	基準額等		
利用者サービスの維持・向上のための経営基盤の整備	1 施設振興費	2,700円×特養入所定員×12か月	利用者サービスの維持・向上のための経営基盤の整備	1 施設振興費	2,700円×特養入所定員×12か月		
	2 あん摩マッサージ指圧師加算	付表1に掲げる額		2 あん摩マッサージ指圧師加算	付表1に掲げる額		
	3 小規模施設加算	付表2に掲げる額		3 小規模施設加算	付表2に掲げる額		
	4 鳥しよ加算	別に定める額		4 鳥しよ加算	別に定める額		
	5 町村部特別加算	別に定める額		5 町村部特別加算	別に定める額		
	評価加算	6 医療対応強化支援加算		付表3-1に掲げる額	評価加算	6 医療対応強化支援加算	付表3-1に掲げる額
		7 努力・実績加算		付表3-2に掲げる額		7 努力・実績加算	付表3-2に掲げる額
	8 サービス評価・改善計画加算	付表4に掲げる額		8 サービス評価・改善計画加算	付表4に掲げる額		
注 1) 1施設振興費については、平成13年9月1日以前に開設した施設であって、当該特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）の開設時の建物建設又は平成13年9月1日以前の当該特養の建物の全面建替えのための借入金の元金償還が、平成31年4月1日においても継続中の施設を対象とする（建物建設のための借入金の元金償還は終了しており、特養の経常経費、増築工事や修繕のための借入元金償還のみが継続する場合は対象外）。			注 1) 1施設振興費については、平成13年9月1日以前に開設した施設であって、当該特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）の開設時の建物建設又は平成13年9月1日以前の当該特養の建物の全面建替えのための借入金の元金償還が、平成31年4月1日においても継続中の施設を対象とする（建物建設のための借入金の元金償還は終了しており、特養の経常経費、増築工事や修繕のための借入元金償還のみが継続する場合は対象外）。				
注 2) 2「あん摩マッサージ指圧師加算」については、平成12年3月31日以前から引き続き常勤雇用関係（再任用含む）にある視覚障害をもつあん摩マッサージ指圧師を、平成12年4月1日以降も配置する場合に限り対象とする（平成12年4月1日以降に採用した場合は対象外）。			注 2) 2「あん摩マッサージ指圧師加算」については、平成12年3月31日以前から引き続き常勤雇用関係（再任用含む）にある視覚障害をもつあん摩マッサージ指圧師を、平成12年4月1日以降も配置する場合に限り対象とする（平成12年4月1日以降に採用した場合は対象外）。				
注 3) 5「町村部特別加算」については、鳥しよ地域を除いた町村部に存する施設を対象とする。			注 3) 5「町村部特別加算」については、鳥しよ地域を除いた町村部に存する施設を対象とする。				
注 4) 令和3年度中 に認可を受けて開設又は定員の増・減員を行った施設における算定基準の定員、月数及び金額（年額・月額）については、その日付の属する月から当該年度終了時までの月数に応じて、新たに算出するものとする。			注 4) 令和2年度中 に認可を受けて開設又は定員の増・減員を行った施設における算定基準の定員、月数及び金額（年額・月額）については、その日付の属する月から当該年度終了時までの月数に応じて、新たに算出するものとする。				

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）					令和2年度（改正前）																																																																																																																																																										
付表1及び付表2（現行のとおり）					付表1及び付表2（略）																																																																																																																																																										
付表1 「あん摩マッサージ指圧師加算」基準額表（月額） <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員（人）</th> <th>一級地</th> <th>二級地・三級地・四級地</th> <th>五級地・六級地</th> <th>七級地・その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>30～39</td><td>402,000</td><td>403,000</td><td>406,000</td><td>407,000</td></tr> <tr><td>40～49</td><td>364,000</td><td>365,000</td><td>369,000</td><td>370,000</td></tr> <tr><td>50～59</td><td>326,000</td><td>327,000</td><td>332,000</td><td>334,000</td></tr> <tr><td>60～69</td><td>288,000</td><td>290,000</td><td>295,000</td><td>297,000</td></tr> <tr><td>70～79</td><td>250,000</td><td>252,000</td><td>258,000</td><td>261,000</td></tr> <tr><td>80～89</td><td>212,000</td><td>214,000</td><td>222,000</td><td>224,000</td></tr> <tr><td>90～99</td><td>174,000</td><td>177,000</td><td>185,000</td><td>188,000</td></tr> <tr><td>100～109</td><td>136,000</td><td>139,000</td><td>148,000</td><td>151,000</td></tr> <tr><td>110～119</td><td>230,000</td><td>234,000</td><td>244,000</td><td>247,000</td></tr> <tr><td>120～129</td><td>192,000</td><td>196,000</td><td>207,000</td><td>211,000</td></tr> <tr><td>130～139</td><td>154,000</td><td>158,000</td><td>170,000</td><td>174,000</td></tr> <tr><td>140～149</td><td>116,000</td><td>121,000</td><td>133,000</td><td>138,000</td></tr> <tr><td>150～159</td><td>78,000</td><td>83,000</td><td>97,000</td><td>101,000</td></tr> <tr><td>160</td><td>40,000</td><td>45,000</td><td>60,000</td><td>65,000</td></tr> </tbody> </table> <p>注1) 地域区分は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」による。ただし、経過措置が適用される地域においては、経過措置の地域区分を用いることとする。</p>					定員（人）	一級地	二級地・三級地・四級地	五級地・六級地	七級地・その他	30～39	402,000	403,000	406,000	407,000	40～49	364,000	365,000	369,000	370,000	50～59	326,000	327,000	332,000	334,000	60～69	288,000	290,000	295,000	297,000	70～79	250,000	252,000	258,000	261,000	80～89	212,000	214,000	222,000	224,000	90～99	174,000	177,000	185,000	188,000	100～109	136,000	139,000	148,000	151,000	110～119	230,000	234,000	244,000	247,000	120～129	192,000	196,000	207,000	211,000	130～139	154,000	158,000	170,000	174,000	140～149	116,000	121,000	133,000	138,000	150～159	78,000	83,000	97,000	101,000	160	40,000	45,000	60,000	65,000	付表1 「あん摩マッサージ指圧師加算」基準額表（月額） <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員（人）</th> <th>一級地</th> <th>二級地・三級地・四級地</th> <th>五級地・六級地</th> <th>七級地・その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>30～39</td><td>402,000</td><td>403,000</td><td>406,000</td><td>407,000</td></tr> <tr><td>40～49</td><td>364,000</td><td>365,000</td><td>369,000</td><td>370,000</td></tr> <tr><td>50～59</td><td>326,000</td><td>327,000</td><td>332,000</td><td>334,000</td></tr> <tr><td>60～69</td><td>288,000</td><td>290,000</td><td>295,000</td><td>297,000</td></tr> <tr><td>70～79</td><td>250,000</td><td>252,000</td><td>258,000</td><td>261,000</td></tr> <tr><td>80～89</td><td>212,000</td><td>214,000</td><td>222,000</td><td>224,000</td></tr> <tr><td>90～99</td><td>174,000</td><td>177,000</td><td>185,000</td><td>188,000</td></tr> <tr><td>100～109</td><td>136,000</td><td>139,000</td><td>148,000</td><td>151,000</td></tr> <tr><td>110～119</td><td>230,000</td><td>234,000</td><td>244,000</td><td>247,000</td></tr> <tr><td>120～129</td><td>192,000</td><td>196,000</td><td>207,000</td><td>211,000</td></tr> <tr><td>130～139</td><td>154,000</td><td>158,000</td><td>170,000</td><td>174,000</td></tr> <tr><td>140～149</td><td>116,000</td><td>121,000</td><td>133,000</td><td>138,000</td></tr> <tr><td>150～159</td><td>78,000</td><td>83,000</td><td>97,000</td><td>101,000</td></tr> <tr><td>160</td><td>40,000</td><td>45,000</td><td>60,000</td><td>65,000</td></tr> </tbody> </table> <p>注1) 地域区分は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」による。ただし、経過措置が適用される地域においては、経過措置の地域区分を用いることとする。</p>					定員（人）	一級地	二級地・三級地・四級地	五級地・六級地	七級地・その他	30～39	402,000	403,000	406,000	407,000	40～49	364,000	365,000	369,000	370,000	50～59	326,000	327,000	332,000	334,000	60～69	288,000	290,000	295,000	297,000	70～79	250,000	252,000	258,000	261,000	80～89	212,000	214,000	222,000	224,000	90～99	174,000	177,000	185,000	188,000	100～109	136,000	139,000	148,000	151,000	110～119	230,000	234,000	244,000	247,000	120～129	192,000	196,000	207,000	211,000	130～139	154,000	158,000	170,000	174,000	140～149	116,000	121,000	133,000	138,000	150～159	78,000	83,000	97,000	101,000	160	40,000	45,000	60,000	65,000
定員（人）	一級地	二級地・三級地・四級地	五級地・六級地	七級地・その他																																																																																																																																																											
30～39	402,000	403,000	406,000	407,000																																																																																																																																																											
40～49	364,000	365,000	369,000	370,000																																																																																																																																																											
50～59	326,000	327,000	332,000	334,000																																																																																																																																																											
60～69	288,000	290,000	295,000	297,000																																																																																																																																																											
70～79	250,000	252,000	258,000	261,000																																																																																																																																																											
80～89	212,000	214,000	222,000	224,000																																																																																																																																																											
90～99	174,000	177,000	185,000	188,000																																																																																																																																																											
100～109	136,000	139,000	148,000	151,000																																																																																																																																																											
110～119	230,000	234,000	244,000	247,000																																																																																																																																																											
120～129	192,000	196,000	207,000	211,000																																																																																																																																																											
130～139	154,000	158,000	170,000	174,000																																																																																																																																																											
140～149	116,000	121,000	133,000	138,000																																																																																																																																																											
150～159	78,000	83,000	97,000	101,000																																																																																																																																																											
160	40,000	45,000	60,000	65,000																																																																																																																																																											
定員（人）	一級地	二級地・三級地・四級地	五級地・六級地	七級地・その他																																																																																																																																																											
30～39	402,000	403,000	406,000	407,000																																																																																																																																																											
40～49	364,000	365,000	369,000	370,000																																																																																																																																																											
50～59	326,000	327,000	332,000	334,000																																																																																																																																																											
60～69	288,000	290,000	295,000	297,000																																																																																																																																																											
70～79	250,000	252,000	258,000	261,000																																																																																																																																																											
80～89	212,000	214,000	222,000	224,000																																																																																																																																																											
90～99	174,000	177,000	185,000	188,000																																																																																																																																																											
100～109	136,000	139,000	148,000	151,000																																																																																																																																																											
110～119	230,000	234,000	244,000	247,000																																																																																																																																																											
120～129	192,000	196,000	207,000	211,000																																																																																																																																																											
130～139	154,000	158,000	170,000	174,000																																																																																																																																																											
140～149	116,000	121,000	133,000	138,000																																																																																																																																																											
150～159	78,000	83,000	97,000	101,000																																																																																																																																																											
160	40,000	45,000	60,000	65,000																																																																																																																																																											
付表2 (1) 「小規模施設加算」基準額表（月額） <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員（人）</th> <th>一級地</th> <th>二級地・三級地・四級地</th> <th>五級地・六級地</th> <th>七級地・その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>31～39</td><td>939,000</td><td>927,000</td><td>909,000</td><td>888,000</td></tr> <tr><td>40～49</td><td>932,000</td><td>921,000</td><td>902,000</td><td>882,000</td></tr> <tr><td>50～59</td><td>776,000</td><td>767,000</td><td>752,000</td><td>735,000</td></tr> <tr><td>60～69</td><td>466,000</td><td>460,000</td><td>451,000</td><td>441,000</td></tr> </tbody> </table> <p>注1) 都が別に指定する施設については、これによらずに別に定めるものとする。</p> <p>注2) 地域区分は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」による。ただし、経過措置が適用される地域においては、経過措置の地域区分を用いることとする。</p>					定員（人）	一級地	二級地・三級地・四級地	五級地・六級地	七級地・その他	31～39	939,000	927,000	909,000	888,000	40～49	932,000	921,000	902,000	882,000	50～59	776,000	767,000	752,000	735,000	60～69	466,000	460,000	451,000	441,000	付表2 (1) 「小規模施設加算」基準額表（月額） <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員（人）</th> <th>一級地</th> <th>二級地・三級地・四級地</th> <th>五級地・六級地</th> <th>七級地・その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>31～39</td><td>939,000</td><td>927,000</td><td>909,000</td><td>888,000</td></tr> <tr><td>40～49</td><td>932,000</td><td>921,000</td><td>902,000</td><td>882,000</td></tr> <tr><td>50～59</td><td>776,000</td><td>767,000</td><td>752,000</td><td>735,000</td></tr> <tr><td>60～69</td><td>466,000</td><td>460,000</td><td>451,000</td><td>441,000</td></tr> </tbody> </table> <p>注1) 都が別に指定する施設については、これによらずに別に定めるものとする。</p> <p>注2) 地域区分は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」による。ただし、経過措置が適用される地域においては、経過措置の地域区分を用いることとする。</p>					定員（人）	一級地	二級地・三級地・四級地	五級地・六級地	七級地・その他	31～39	939,000	927,000	909,000	888,000	40～49	932,000	921,000	902,000	882,000	50～59	776,000	767,000	752,000	735,000	60～69	466,000	460,000	451,000	441,000																																																																																																				
定員（人）	一級地	二級地・三級地・四級地	五級地・六級地	七級地・その他																																																																																																																																																											
31～39	939,000	927,000	909,000	888,000																																																																																																																																																											
40～49	932,000	921,000	902,000	882,000																																																																																																																																																											
50～59	776,000	767,000	752,000	735,000																																																																																																																																																											
60～69	466,000	460,000	451,000	441,000																																																																																																																																																											
定員（人）	一級地	二級地・三級地・四級地	五級地・六級地	七級地・その他																																																																																																																																																											
31～39	939,000	927,000	909,000	888,000																																																																																																																																																											
40～49	932,000	921,000	902,000	882,000																																																																																																																																																											
50～59	776,000	767,000	752,000	735,000																																																																																																																																																											
60～69	466,000	460,000	451,000	441,000																																																																																																																																																											

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）					令和2年度（改正前）				
付表3-2 評価加算「努力・実績加算」の補助額					付表3-2 評価加算「努力・実績加算」の補助額				
1 以下の(1)～(23)の項目について、 令和3年度 における各施設の実績が、指標数字に示す割合等を超えている場合、当該項目のポイントを獲得したものとし、各施設が獲得したポイントを合計した総ポイント数に応じた額を加算					1 以下の(1)～(23)の項目について、 令和2年度 における各施設の実績が、指標数字に示す割合等を超えている場合、当該項目のポイントを獲得したものとし、各施設が獲得したポイントを合計した総ポイント数に応じた額を加算				
1 ポイントの項目及び指標数字					1 ポイントの項目及び指標数字				
No.	項目	指標数字	ポイント数		No.	項目	指標数字	ポイント数	
			大規模施設 (定員70名以上)	小規模施設 (定員69名以下)				大規模施設 (定員70名以上)	小規模施設 (定員69名以下)
1	有資格者の割合	令和3年4月時点（※）において、介護職員における介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修（平成25年3月31日以前に訪問介護員養成研修1級と2級を修了した者、平成24年3月31日以前に介護職員基礎研修を修了した者を含む）の資格を有する職員が占める割合が、常勤換算で70%以上	2		1	有資格者の割合	令和2年4月時点（※）において、介護職員における介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修（平成25年3月31日以前に訪問介護員養成研修1級と2級を修了した者、平成24年3月31日以前に介護職員基礎研修を修了した者を含む）の資格を有する職員が占める割合が、常勤換算で70%以上	2	
2	介護・看護職員の増配置 (2:1)	令和3年4月時点（※）において、介護・看護職員の配置が、入所者2人に対して常勤換算で1以上(2:1以上配置→入所者100名の場合50名以上を配置)	5		2	介護・看護職員の増配置 (2:1)	令和2年4月時点（※）において、介護・看護職員の配置が、入所者2人に対して常勤換算で1以上(2:1以上配置→入所者100名の場合50名以上を配置)	5	
3	職員定着率の向上	令和3年4月1日時点（※）において、令和2年4月1日時点に在籍していた介護職員の定着率が85%以上（離職率が15%以下）	5		3	職員定着率の向上	令和2年4月1日時点（※）において、令和元年4月1日時点に在籍していた介護職員の定着率が85%以上（離職率が15%以下）	5	
4	ボランティアコーディネーターの配置	ボランティアコーディネーターを配置した上で、年間37日以上ボランティアを受け入れている。	3		4	ボランティアコーディネーターの配置	ボランティアコーディネーターを配置した上で、年間25日以上ボランティアを受け入れている。	3	
5	障害者の雇用	令和3年4月1日時点（※）において、障害者（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を取得されている方）を雇用している。 ただし、あん摩マッサージ指圧師加算の対象者は除く。	2		5	障害者の雇用	令和2年4月1日時点（※）において、障害者（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を取得されている方）を雇用している。 ただし、あん摩マッサージ指圧師加算の対象者は除く。	2	
6	サービス提供体制等 福祉避難所としての訓練等の実施	区市町村から福祉避難所としての指定を受けている施設で福祉避難所を運営するための訓練や備蓄等を行っている。 ただし、「事業継続計画に基づく訓練の実施」及び「自治会等との防災訓練の実施」の項目を兼ねる訓練は除く。	4		6	サービス提供体制等 福祉避難所としての訓練等の実施	区市町村から福祉避難所としての指定を受けている施設で福祉避難所を運営するための訓練や備蓄等を行っている。 ただし、「事業継続計画に基づく訓練の実施」及び「自治会等との防災訓練の実施」の項目を兼ねる訓練は除く。	4	
7	事業継続計画に基づく訓練の実施	災害時における事業継続計画（BCP）を策定した上で、事業継続訓練（集合研修、実動訓練、机上訓練等）を実施している。 ただし、「福祉避難所としての訓練等の実施」及び「自治会等との防災訓練の実施」の項目を兼ねる訓練は除く。	3		7	事業継続計画に基づく訓練の実施	災害時における事業継続計画（BCP）を策定した上で、事業継続訓練（集合研修、実動訓練、机上訓練等）を実施している。 ただし、「福祉避難所としての訓練等の実施」及び「自治会等との防災訓練の実施」の項目を兼ねる訓練は除く。	3	
8	自治会等との防災訓練の実施	福祉避難所以外で、災害時の支援に関する協定を区市町村、自治会又は近隣の特養等と締結した上、施設が主催する防災訓練を連携して実施している。 ただし、「福祉避難所としての訓練等の実施」及び「事業継続計画に基づく訓練の実施」の項目を兼ねる訓練は除く。	4		8	自治会等との防災訓練の実施	福祉避難所以外で、災害時の支援に関する協定を区市町村、自治会又は近隣の特養等と締結した上、施設が主催する防災訓練を連携して実施している。 ただし、「福祉避難所としての訓練等の実施」及び「事業継続計画に基づく訓練の実施」の項目を兼ねる訓練は除く。	4	
9	島しょにおける人材確保	島しょ地域外に住所を有している職員を採用するとともに、赴任時の旅費や住居手当の一部を負担するなど、職員の定着を図っている。 (平成30年4月1日～令和4年3月31日の期間に採用した職員)	10 (島しょ地域の施設のみ対象)		9	島しょにおける人材確保	島しょ地域外に住所を有している職員を採用するとともに、赴任時の旅費や住居手当の一部を負担するなど、職員の定着を図っている。 (平成29年4月1日～令和3年3月31日の期間に採用した職員)	10 (島しょ地域の施設のみ対象)	
10	島しょにおける人材確保	島しょ地域外における資格取得及び技術向上のための研修に年に延べ7日以上参加している。	8 (島しょ地域の施設のみ対象)		10	島しょにおける人材確保	島しょ地域外における資格取得及び技術向上のための研修に年に延べ5日以上参加している。	8 (島しょ地域の施設のみ対象)	

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）				令和2年度（改正前）								
11	サービスの向上	身寄りのない高齢者の受入れ	令和3年4月1日（※）時点において、身寄りのない高齢者（保証人、身元引受人、契約代理人となる親族等がいらない等）を入所者の5%以上受け入れている。	5		11	身寄りのない高齢者の受入れ	令和2年4月1日（※）時点において、身寄りのない高齢者（保証人、身元引受人、契約代理人となる親族等がいらない等）を入所者の5%以上受け入れている。	5			
		社福軽減の実施	令和3年4月1日（※）時点において、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱」（平成12年5月1日付老発第474号の別添2）に基づき、利用者負担額の軽減を実施している。	5			12	社福軽減の実施	令和2年4月1日（※）時点において、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱」（平成12年5月1日付老発第474号の別添2）に基づき、利用者負担額の軽減を実施している。	5		
		要介護度の改善	入所者のうち、令和3年4月1日～令和4年3月31日の期間に実施した更新又は区分変更において、前回の要介護認定時と比較して、要介護度が改善している入所者の割合が10%以上 ※令和3年4月1日～令和4年3月31日の期間に要介護認定が行われた入所者が対象	3			13	要介護度の改善	入所者のうち、令和2年4月1日～令和3年3月31日の期間に実施した更新又は区分変更において、前回の要介護認定時と比較して、要介護度が改善している入所者の割合が10%以上 ※令和2年4月1日～令和3年3月31日の期間に要介護認定が行われた入所者が対象	3		
		看取り介護研修の実施	看取り介護に関する研修を年2回以上行っている。	2			14	看取り介護研修の実施	看取り介護に関する研修を年2回以上行っている。	2		
		15	他の社会福祉法人等との連携による人材育成	他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を年間7回以上又は延べ7日間以上企画して実施している。 ただし、他の研修機関等が企画して実施する研修等への参加を除く。	2		10	15	他の社会福祉法人等との連携による人材育成	他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を年間5回以上又は延べ5日間以上企画して実施している。 ただし、他の研修機関等が企画して実施する研修等への参加を除く。	2	10
				他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を年間4回以上又は延べ4日間以上企画して実施している。 ただし、他の研修機関等が企画して実施する研修等への参加を除く。	1		6			他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を年間3回以上又は延べ3日間以上企画して実施している。 ただし、他の研修機関等が企画して実施する研修等への参加を除く。	1	6
				他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を年間1回以上又は延べ1日間以上企画して実施している。 ただし、他の研修機関等が企画して実施する研修等への参加を除く。	1		3			他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を年間1回以上又は延べ1日間以上企画して実施している。 ただし、他の研修機関等が企画して実施する研修等への参加を除く。	1	3
		16	次世代への介護の魅力発信	職場体験等により小学校・中学校・高校の児童・生徒を受け入れている。	2		4	16	次世代への介護の魅力発信	職場体験等により小学校・中学校・高校の児童・生徒を受け入れている。	2	4
				施設の職員が主体となり、近隣の高齢者に対する年間37日以上の配食サービスを実施している。または、介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を年9回以上主催している。 ただし、他の事業や制度により補助されている場合や併設している地域包括支援センターが主催している場合等を除く。	5		10			17	地域社会への貢献等	施設の職員が主体となり、近隣の高齢者に対する年間25日以上の配食サービスを実施している。または、介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を年6回以上主催している。 ただし、他の事業や制度により補助されている場合や併設している地域包括支援センターが主催している場合等を除く。
		施設の職員が主体となり、介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を年3回以上主催している。 ただし、他の事業や制度により補助されている場合や併設している地域包括支援センターが主催している場合等を除く。	4	8	施設の職員が主体となり、介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を年2回以上主催している。 ただし、他の事業や制度により補助されている場合や併設している地域包括支援センターが主催している場合等を除く。		4	8				
		施設の職員が主体となり、介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を年1回以上主催している。 ただし、他の事業や制度により補助されている場合や併設している地域包括支援センターが主催している場合等を除く。	2	4	施設の職員が主体となり、介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を年1回以上主催している。 ただし、他の事業や制度により補助されている場合や併設している地域包括支援センターが主催している場合等を除く。		2	4				
		18	地域の高齢者の活動の場の提供	施設の職員が調整して、地域の高齢者等の団体に対し、介護予防活動や生きがい活動等の場を年4回以上提供している。 ただし、他の事業や制度により補助されている場合を除く。	2		4	18	地域の高齢者の活動の場の提供	施設の職員が調整して、地域の高齢者等の団体に対し、介護予防活動や生きがい活動等の場を年3回以上提供している。 ただし、他の事業や制度により補助されている場合を除く。	2	4

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）				令和2年度（改正前）					
19	感染症対策の徹底	感染症予防・感染症拡大防止に関する研修を年3回以上行っている。	<u>3</u>	<u>6</u>	19	感染症対策の徹底	感染症予防・感染症拡大防止に関する研修を年3回以上行っている。	<u>5</u>	<u>10</u>
20	介護職員のメンタルケア対策の強化	感染症対策により、精神的負荷が高まっていることを鑑み、介護職員のメンタルケア対策を強化している。	5	10	20	介護職員のメンタルケア対策の強化	感染症対策により、精神的負荷が高まっていることを鑑み、介護職員のメンタルケア対策を強化している。	5	10
21	業務継続に向けた取り組みの強化	<u>「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を踏まえ、事業継続計画（BCP）を見直し、適切な訓練（シミュレーション）を実施している。</u>	<u>3</u>		21	利用者・家族に配慮した面会等の実施	<u>面会の実施にあたり、密や飛沫の回避、手指消毒、検温等を徹底する体制を整え、適切な感染症対策を講じている。または、オンライン面会の実施にあたり、職員が機器の操作等の支援を行っている。</u>	5	10
22	新型コロナウイルス感染症発生時における職員派遣協定への参加	<u>「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生時における職員の派遣に関する協定」に登録（参加）している。</u>	5	<u>10</u>	22	事業継続計画（BCP）の見直し	<u>事業継続計画（BCP）を見直し、新型コロナウイルスの発生に伴う対応を盛り込んでいる。</u>	<u>3</u>	
23	第三者評価等未受審による減額	令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の減額に関する事務処理要綱に定める減額事由に該当したもの	-8		23	第三者評価等未受審による減額	令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の減額に関する事務処理要綱に定める減額事由に該当したもの	-8	
<small>※年度途中に開設した施設は、開設日を基準日とする。（ただし、補助対象年度の1月1日までに開設した施設のみ）</small>				<small>※年度途中に開設した施設は、開設日を基準日とする。（ただし、補助対象年度の1月1日までに開設した施設のみ）</small>					
2 施設ごとの加算額算定方法 $\left[\text{施設ごとの加算額} = \frac{\text{当該施設の獲得ポイント}}{\text{補助対象施設の総ポイント合計}} \times \text{努力・実績加算総額} \right]$				2 施設ごとの加算額算定方法 $\left[\text{施設ごとの加算額} = \frac{\text{当該施設の獲得ポイント}}{\text{補助対象施設の総ポイント合計}} \times \text{努力・実績加算総額} \right]$					

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）					令和2年度（改正前）																																														
<p>付表4 「サービス評価・改善計画加算」の補助額 別表の「利用者サービスの維持・向上のための経営基盤の整備」の「8 サービス評価・改善計画加算」については、サービスの質の向上に向けた次の事業を対象とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">1 事業の種類</th> <th style="width: 15%;">2 補助額</th> <th style="width: 30%;">3 実施内容及び補助対象経費</th> <th style="width: 15%;">4 公表方法等</th> <th style="width: 25%;">5 備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「福祉サービス第三者評価」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表</td> <td style="text-align: center;">600,000円</td> <td>「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に基づく、福祉サービス第三者評価を受審し、結果の公表及びサービス改善計画・実施状況の公表を行う1施設当たり年額</td> <td>1 福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表 「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に定めたとおり。 2 サービス改善計画・実施状況の作成・公表 「サービス改善計画・実施状況公表様式（別記第6号様式）」により、改善計画は 令和4年3月31日時点のものを同年4月30日までに、実施状況は 令和4年4月30日時点のものを同年5月31日までに作成する。 作成後、別記第6号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。</td> <td>1 原則としていずれかの事業を実施すること。なお、「令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の減額に関する事務処理要綱」に定める減額事由に該当した場合、付表3-2に定める「第三者評価等未受審による減額」に該当する。 2 別記第6号様式は、都に提出し、財団法人東京都福祉保健財団が運営する「福祉情報総合ネットワーク（とうきょう福祉ナビゲーション）」において広く公表する。</td> </tr> <tr> <td>「利用者に対する調査」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表</td> <td style="text-align: center;">200,000円</td> <td>「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に基づき、福祉サービス第三者評価において評価手法として定めている利用者調査を参考として、利用者に対する調査の実施、結果の公表及びサービス改善計画・実施状況の公表を行う1施設当たり年額</td> <td>1 利用者に対する調査の実施・結果の公表 実施結果は、利用者やその家族に周知するとともに、施設内に保管し、希望者に対して閲覧させる。 2 サービス改善計画・実施状況の作成・公表 「サービス改善計画・実施状況公表様式（別記第6号様式）」により、改善計画は 令和4年3月31日時点のものを同年4月30日までに、実施状況は 令和4年4月30日時点のものを同年5月31日までに作成する。 作成後、別記第6号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。</td> <td>2 別記第6号様式は、都に提出し、財団法人東京都福祉保健財団が運営する「福祉情報総合ネットワーク（とうきょう福祉ナビゲーション）」において広く公表する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実施状況に実施予定の取り組みがあった場合、令和3年4月30日時点のものを同年5月31日までに作成し、令和3年度実績報告書の提出の際に添付する。</p> <p>（注）利用者に対する調査における福祉サービス第三者評価の利用者調査の参考方法について 1 利用者に対する調査は、同一のサービスにおける福祉サービス第三者評価の利用者調査の評価手法及び共通評価項目を全て取り込んで実施する。 2 利用者に対する調査を実施する社会福祉法人は、福祉サービス第三者評価を行う評価機関と契約の上、評価機関に同調査を実施させる。 3 利用者に対する調査を実施する社会福祉法人は「結果報告書（別添資料1）」のほか、同一サービスにおける福祉サービス第三者評価の利用者調査の結果報告書と同じ様式を用いて、契約した評価機関に報告書を作成させる。 また、契約した評価機関に対しては、調査終了後速やかにこの報告書提出させるとともに、その内容について説明させる。 4 利用者に対する調査を実施する社会福祉法人は、前項の報告書の内容について、記入者が特定されないよう加工されているか等、公表できるものであることを確認した後、受領する。 また、公表できない内容であることが判明した場合は、契約した評価機関に対して修正を依頼し、必要な修正を行わせる。 5 前項の規定により利用者に対する調査を実施する社会福祉法人が受領した報告書は、受領した社会福祉法人及び都により公表する。</p> <p>付表5 財務情報等の公表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">1 事業の種類</th> <th style="width: 30%;">2 実施内容</th> <th style="width: 15%;">3 公表方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務情報等の公表</td> <td>施設運営に係る基本的な財務状況、利用状況及び職員状況を所定の様式により、分かりやすく利用者に公表し、利用者本位のサービスの実現を図る。</td> <td>別記第5号様式により令和4年7月1日までに令和2年度のものを作成する。 作成後、別記第5号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。</td> </tr> </tbody> </table>					1 事業の種類	2 補助額	3 実施内容及び補助対象経費	4 公表方法等	5 備考	「福祉サービス第三者評価」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表	600,000円	「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に基づく、福祉サービス第三者評価を受審し、結果の公表及びサービス改善計画・実施状況の公表を行う1施設当たり年額	1 福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表 「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に定めたとおり。 2 サービス改善計画・実施状況の作成・公表 「サービス改善計画・実施状況公表様式（別記第6号様式）」により、改善計画は 令和4年3月31日時点 のものを同年4月30日までに、実施状況は 令和4年4月30日時点 のものを同年5月31日までに作成する。 作成後、別記第6号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。	1 原則としていずれかの事業を実施すること。なお、「 令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の減額に関する事務処理要綱 」に定める減額事由に該当した場合、付表3-2に定める「 第三者評価等未受審による減額 」に該当する。 2 別記第6号様式は、都に提出し、財団法人東京都福祉保健財団が運営する「福祉情報総合ネットワーク（とうきょう福祉ナビゲーション）」において広く公表する。	「利用者に対する調査」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表	200,000円	「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に基づき、福祉サービス第三者評価において評価手法として定めている利用者調査を参考として、利用者に対する調査の実施、結果の公表及びサービス改善計画・実施状況の公表を行う1施設当たり年額	1 利用者に対する調査の実施・結果の公表 実施結果は、利用者やその家族に周知するとともに、施設内に保管し、希望者に対して閲覧させる。 2 サービス改善計画・実施状況の作成・公表 「サービス改善計画・実施状況公表様式（別記第6号様式）」により、改善計画は 令和4年3月31日時点 のものを同年4月30日までに、実施状況は 令和4年4月30日時点 のものを同年5月31日までに作成する。 作成後、別記第6号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。	2 別記第6号様式は、都に提出し、財団法人東京都福祉保健財団が運営する「福祉情報総合ネットワーク（とうきょう福祉ナビゲーション）」において広く公表する。	1 事業の種類	2 実施内容	3 公表方法等	財務情報等の公表	施設運営に係る基本的な財務状況、利用状況及び職員状況を所定の様式により、分かりやすく利用者に公表し、利用者本位のサービスの実現を図る。	別記第5号様式により 令和4年7月1日 までに令和2年度のものを作成する。 作成後、別記第5号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。	<p>付表4 「サービス評価・改善計画加算」の補助額 別表の「利用者サービスの維持・向上のための経営基盤の整備」の「8 サービス評価・改善計画加算」については、サービスの質の向上に向けた次の事業を対象とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">1 事業の種類</th> <th style="width: 15%;">2 補助額</th> <th style="width: 30%;">3 実施内容及び補助対象経費</th> <th style="width: 15%;">4 公表方法等</th> <th style="width: 25%;">5 備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「福祉サービス第三者評価」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表</td> <td style="text-align: center;">600,000円</td> <td>「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に基づく、福祉サービス第三者評価を受審し、結果の公表及びサービス改善計画・実施状況の公表を行う1施設当たり年額</td> <td>1 福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表 「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に定めたとおり。 2 サービス改善計画・実施状況の作成・公表 「サービス改善計画・実施状況公表様式（別記第6号様式）」により、改善計画は 令和3年3月31日時点のものを同年4月30日までに、実施状況は 令和3年4月30日時点のものを同年5月31日までに作成する。 作成後、別記第6号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。</td> <td>1 原則としていずれかの事業を実施すること。なお、「令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の減額に関する事務処理要綱」に定める減額事由に該当した場合、付表3-2に定める「第三者評価等未受審による減額」に該当する。 2 別記第6号様式は、都に提出し、財団法人東京都福祉保健財団が運営する「福祉情報総合ネットワーク（とうきょう福祉ナビゲーション）」において広く公表する。</td> </tr> <tr> <td>「利用者に対する調査」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表</td> <td style="text-align: center;">200,000円</td> <td>「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に基づき、福祉サービス第三者評価において評価手法として定めている利用者調査を参考として、利用者に対する調査の実施、結果の公表及びサービス改善計画・実施状況の公表を行う1施設当たり年額</td> <td>1 利用者に対する調査の実施・結果の公表 実施結果は、利用者やその家族に周知するとともに、施設内に保管し、希望者に対して閲覧させる。 2 サービス改善計画・実施状況の作成・公表 「サービス改善計画・実施状況公表様式（別記第6号様式）」により、改善計画は 令和3年3月31日時点のものを同年4月30日までに、実施状況は 令和3年4月30日時点のものを同年5月31日までに作成する。 作成後、別記第6号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。</td> <td>2 別記第6号様式は、都に提出し、財団法人東京都福祉保健財団が運営する「福祉情報総合ネットワーク（とうきょう福祉ナビゲーション）」において広く公表する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実施状況に実施予定の取り組みがあった場合、令和3年4月30日時点のものを同年5月31日までに作成し、令和3年度実績報告書の提出の際に添付する。</p> <p>（注）利用者に対する調査における福祉サービス第三者評価の利用者調査の参考方法について 1 利用者に対する調査は、同一のサービスにおける福祉サービス第三者評価の利用者調査の評価手法及び共通評価項目を全て取り込んで実施する。 2 利用者に対する調査を実施する社会福祉法人は、福祉サービス第三者評価を行う評価機関と契約の上、評価機関に同調査を実施させる。 3 利用者に対する調査を実施する社会福祉法人は「結果報告書（別添資料1）」のほか、同一サービスにおける福祉サービス第三者評価の利用者調査の結果報告書と同じ様式を用いて、契約した評価機関に報告書を作成させる。 また、契約した評価機関に対しては、調査終了後速やかにこの報告書提出させるとともに、その内容について説明させる。 4 利用者に対する調査を実施する社会福祉法人は、前項の報告書の内容について、記入者が特定されないよう加工されているか等、公表できるものであることを確認した後、受領する。 また、公表できない内容であることが判明した場合は、契約した評価機関に対して修正を依頼し、必要な修正を行わせる。 5 前項の規定により利用者に対する調査を実施する社会福祉法人が受領した報告書は、受領した社会福祉法人及び都により公表する。</p> <p>付表5 財務情報等の公表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">1 事業の種類</th> <th style="width: 30%;">2 実施内容</th> <th style="width: 15%;">3 公表方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務情報等の公表</td> <td>施設運営に係る基本的な財務状況、利用状況及び職員状況を所定の様式により、分かりやすく利用者に公表し、利用者本位のサービスの実現を図る。</td> <td>別記第5号様式により令和3年7月1日までに令和2年度のものを作成する。 作成後、別記第5号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。</td> </tr> </tbody> </table>					1 事業の種類	2 補助額	3 実施内容及び補助対象経費	4 公表方法等	5 備考	「福祉サービス第三者評価」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表	600,000円	「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に基づく、福祉サービス第三者評価を受審し、結果の公表及びサービス改善計画・実施状況の公表を行う1施設当たり年額	1 福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表 「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に定めたとおり。 2 サービス改善計画・実施状況の作成・公表 「サービス改善計画・実施状況公表様式（別記第6号様式）」により、改善計画は 令和3年3月31日時点 のものを同年4月30日までに、実施状況は 令和3年4月30日時点 のものを同年5月31日までに作成する。 作成後、別記第6号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。	1 原則としていずれかの事業を実施すること。なお、「 令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の減額に関する事務処理要綱 」に定める減額事由に該当した場合、付表3-2に定める「 第三者評価等未受審による減額 」に該当する。 2 別記第6号様式は、都に提出し、財団法人東京都福祉保健財団が運営する「福祉情報総合ネットワーク（とうきょう福祉ナビゲーション）」において広く公表する。	「利用者に対する調査」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表	200,000円	「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に基づき、福祉サービス第三者評価において評価手法として定めている利用者調査を参考として、利用者に対する調査の実施、結果の公表及びサービス改善計画・実施状況の公表を行う1施設当たり年額	1 利用者に対する調査の実施・結果の公表 実施結果は、利用者やその家族に周知するとともに、施設内に保管し、希望者に対して閲覧させる。 2 サービス改善計画・実施状況の作成・公表 「サービス改善計画・実施状況公表様式（別記第6号様式）」により、改善計画は 令和3年3月31日時点 のものを同年4月30日までに、実施状況は 令和3年4月30日時点 のものを同年5月31日までに作成する。 作成後、別記第6号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。	2 別記第6号様式は、都に提出し、財団法人東京都福祉保健財団が運営する「福祉情報総合ネットワーク（とうきょう福祉ナビゲーション）」において広く公表する。	1 事業の種類	2 実施内容	3 公表方法等	財務情報等の公表	施設運営に係る基本的な財務状況、利用状況及び職員状況を所定の様式により、分かりやすく利用者に公表し、利用者本位のサービスの実現を図る。	別記第5号様式により 令和3年7月1日 までに令和2年度のものを作成する。 作成後、別記第5号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。
1 事業の種類	2 補助額	3 実施内容及び補助対象経費	4 公表方法等	5 備考																																															
「福祉サービス第三者評価」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表	600,000円	「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に基づく、福祉サービス第三者評価を受審し、結果の公表及びサービス改善計画・実施状況の公表を行う1施設当たり年額	1 福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表 「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に定めたとおり。 2 サービス改善計画・実施状況の作成・公表 「サービス改善計画・実施状況公表様式（別記第6号様式）」により、改善計画は 令和4年3月31日時点 のものを同年4月30日までに、実施状況は 令和4年4月30日時点 のものを同年5月31日までに作成する。 作成後、別記第6号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。	1 原則としていずれかの事業を実施すること。なお、「 令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の減額に関する事務処理要綱 」に定める減額事由に該当した場合、付表3-2に定める「 第三者評価等未受審による減額 」に該当する。 2 別記第6号様式は、都に提出し、財団法人東京都福祉保健財団が運営する「福祉情報総合ネットワーク（とうきょう福祉ナビゲーション）」において広く公表する。																																															
「利用者に対する調査」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表	200,000円	「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に基づき、福祉サービス第三者評価において評価手法として定めている利用者調査を参考として、利用者に対する調査の実施、結果の公表及びサービス改善計画・実施状況の公表を行う1施設当たり年額	1 利用者に対する調査の実施・結果の公表 実施結果は、利用者やその家族に周知するとともに、施設内に保管し、希望者に対して閲覧させる。 2 サービス改善計画・実施状況の作成・公表 「サービス改善計画・実施状況公表様式（別記第6号様式）」により、改善計画は 令和4年3月31日時点 のものを同年4月30日までに、実施状況は 令和4年4月30日時点 のものを同年5月31日までに作成する。 作成後、別記第6号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。	2 別記第6号様式は、都に提出し、財団法人東京都福祉保健財団が運営する「福祉情報総合ネットワーク（とうきょう福祉ナビゲーション）」において広く公表する。																																															
1 事業の種類	2 実施内容	3 公表方法等																																																	
財務情報等の公表	施設運営に係る基本的な財務状況、利用状況及び職員状況を所定の様式により、分かりやすく利用者に公表し、利用者本位のサービスの実現を図る。	別記第5号様式により 令和4年7月1日 までに令和2年度のものを作成する。 作成後、別記第5号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。																																																	
1 事業の種類	2 補助額	3 実施内容及び補助対象経費	4 公表方法等	5 備考																																															
「福祉サービス第三者評価」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表	600,000円	「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に基づく、福祉サービス第三者評価を受審し、結果の公表及びサービス改善計画・実施状況の公表を行う1施設当たり年額	1 福祉サービス第三者評価の受審・結果の公表 「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に定めたとおり。 2 サービス改善計画・実施状況の作成・公表 「サービス改善計画・実施状況公表様式（別記第6号様式）」により、改善計画は 令和3年3月31日時点 のものを同年4月30日までに、実施状況は 令和3年4月30日時点 のものを同年5月31日までに作成する。 作成後、別記第6号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。	1 原則としていずれかの事業を実施すること。なお、「 令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の減額に関する事務処理要綱 」に定める減額事由に該当した場合、付表3-2に定める「 第三者評価等未受審による減額 」に該当する。 2 別記第6号様式は、都に提出し、財団法人東京都福祉保健財団が運営する「福祉情報総合ネットワーク（とうきょう福祉ナビゲーション）」において広く公表する。																																															
「利用者に対する調査」を活用したサービス改善計画・実施状況の公表	200,000円	「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」（平成24年9月7日付24福保指第638号）に基づき、福祉サービス第三者評価において評価手法として定めている利用者調査を参考として、利用者に対する調査の実施、結果の公表及びサービス改善計画・実施状況の公表を行う1施設当たり年額	1 利用者に対する調査の実施・結果の公表 実施結果は、利用者やその家族に周知するとともに、施設内に保管し、希望者に対して閲覧させる。 2 サービス改善計画・実施状況の作成・公表 「サービス改善計画・実施状況公表様式（別記第6号様式）」により、改善計画は 令和3年3月31日時点 のものを同年4月30日までに、実施状況は 令和3年4月30日時点 のものを同年5月31日までに作成する。 作成後、別記第6号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。	2 別記第6号様式は、都に提出し、財団法人東京都福祉保健財団が運営する「福祉情報総合ネットワーク（とうきょう福祉ナビゲーション）」において広く公表する。																																															
1 事業の種類	2 実施内容	3 公表方法等																																																	
財務情報等の公表	施設運営に係る基本的な財務状況、利用状況及び職員状況を所定の様式により、分かりやすく利用者に公表し、利用者本位のサービスの実現を図る。	別記第5号様式により 令和3年7月1日 までに令和2年度のものを作成する。 作成後、別記第5号様式を施設内に掲示するとともに、利用者へ配布すること等により、その内容を周知する。																																																	

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）	令和2年度（改正前）
<p>別紙 (<u>令和3年度</u>東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 1 1 関係)</p> <h3>交付対象施設の運営上の留意事項</h3> <p>社会福祉法人は、交付対象施設の運営等に当たっては、次の各項に留意し、遵守するものとする。</p> <h4>1 適正な運営の確保</h4> <p>(1) 交付対象施設の運営等に当たっては、法令等の規定に従うことはもとより、行政指導にも基づき、利用者の要望に応える安心と信頼あるサービスの提供を行うこと。</p> <p>(2) 利用者の要望に的確に応えるため、サービスの自己評価の実施や、苦情やトラブルに対する仕組みを構築するとともに、これらの積極的な情報公開を行うこと。 また、福祉サービス第三者評価を原則として受審すること。</p> <p>(3) 交付対象施設については、介護保険制度のもと、早急に、社会福祉法人の独自性ある施設経営全般の改革を行い、より効率的かつ安定的な自立経営に取り組むこと。</p>	<p>別紙 (<u>令和2年度</u>東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 1 1 関係)</p> <h3>交付対象施設の運営上の留意事項</h3> <p>社会福祉法人は、交付対象施設の運営等に当たっては、次の各項に留意し、遵守するものとする。</p> <h4>1 適正な運営の確保</h4> <p>(1) 交付対象施設の運営等に当たっては、法令等の規定に従うことはもとより、行政指導にも基づき、利用者の要望に応える安心と信頼あるサービスの提供を行うこと。</p> <p>(2) 利用者の要望に的確に応えるため、サービスの自己評価の実施や、苦情やトラブルに対する仕組みを構築するとともに、これらの積極的な情報公開を行うこと。 また、福祉サービス第三者評価を原則として受審すること。</p> <p>(3) 交付対象施設については、介護保険制度のもと、早急に、社会福祉法人の独自性ある施設経営全般の改革を行い、より効率的かつ安定的な自立経営に取り組むこと。</p>

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）	令和2年度（改正前）
<p>(4) 施設の経営責任を明確にし、社会福祉法人の性質に見合った役員報酬、給与とするなど、適切な資金運用を行うこと。</p> <p>2 職員の配置</p> <p>交付対象施設は、平成24年東京都条例第40号「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」（以下「基準条例第40号」という。）及び平成24年東京都条例第41号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（以下「基準条例第41号」という。）がその運営の基本となる。このうち、基準条例第40号においては第4条第1項を、基準条例第41号においては第4条の基準を、従来の補助制度等の繰りも踏まえ特に遵守しなければならない。また、併せて平成12年厚生省告示第29号「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」についても同様とする。</p>	<p>(4) 施設の経営責任を明確にし、社会福祉法人の性質に見合った役員報酬、給与とするなど、適切な資金運用を行うこと。</p> <p>2 職員の配置</p> <p>交付対象施設は、平成24年東京都条例第40号「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」（以下「基準条例第40号」という。）及び平成24年東京都条例第41号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（以下「基準条例第41号」という。）がその運営の基本となる。このうち、基準条例第40号においては第4条第1項を、基準条例第41号においては第4条の基準を、従来の補助制度等の繰りも踏まえ特に遵守しなければならない。また、併せて平成12年厚生省告示第29号「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」についても同様とする。</p>

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）	令和2年度（改正前）
<p>別記第1号様式</p> <p style="text-align: right;">拾 年 月 日 印</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="margin-left: 100px;">法人所在地 法人名 代表者名 印</p> <p style="color: red;">令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の交付申請について</p> <p>令和 年度において、本会が設置する の運営等に要する費用に対する東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金として、関係資料を添えて、下記の金額の交付を申請します。</p> <p>1 申請額 円</p> <p>2 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金所要額調査 別記第1号様式の2のとおり</p> <p>3 事業計画書 別記第1号様式の3のとおり</p> <p>(添付書類) 予算書（又は見込書）抄本</p> <p>番 号 K _____ 施設名 _____ 担当者 _____ 連絡先電話番号 _____</p>	<p>別記第1号様式</p> <p style="text-align: right;">拾 年 月 日 印</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="margin-left: 100px;">法人所在地 法人名 代表者名 印</p> <p style="color: red;">令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の交付申請について</p> <p>令和 年度において、本会が設置する の運営等に要する費用に対する東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金として、関係資料を添えて、下記の金額の交付を申請します。</p> <p>1 申請額 円</p> <p>2 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金所要額調査 別記第1号様式の2のとおり</p> <p>3 事業計画書 別記第1号様式の3のとおり</p> <p>(添付書類) 予算書（又は見込書）抄本</p> <p>番 号 K _____ 施設名 _____ 担当者 _____ 連絡先電話番号 _____</p>

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）

令和2年度（改正前）

別記第1号様式の2

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金所要額調書

(単位：円)

(施設名)	区 分	算定基準額	都補助金所要額
	施設振興費 (2,700円× 人× か月)		0
	あん摩マッサージ指圧師加算 (円× か月)		0
	小規模施設加算 (円× か月)		0
	島しょ加算		0
	島しょ特別加算		0
	町村部特別加算		0
評価加算	医療対応強化支援加算		0
	努力・実績加算		0
	サービス評価・改善計画加算		0
	合 計		0

(注1) 各項目の算定基準額に1,000円未満の端数が生じた場合、都補助金所要額の欄は1,000円未満の端数を切り捨てた額とすること。
 (注2) サービス評価・改善計画加算の欄は、福祉サービス第三者評価受審の場合は600,000円、利用者に対する調査実施の場合は、200,000円とすること。
 (注3) 評価加算の額については、評価加算の補助内示の額を示した通知書に記載された額とすること。

別記第1号様式の2

令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金所要額調書

(単位：円)

(施設名)	区 分	算定基準額	都補助金所要額
	施設振興費 (2,700円× 人× か月)		0
	あん摩マッサージ指圧師加算 (円× か月)		0
	小規模施設加算 (円× か月)		0
	島しょ加算		0
	島しょ特別加算		0
	町村部特別加算		0
評価加算	医療対応強化支援加算		0
	努力・実績加算		0
	サービス評価・改善計画加算		0
	合 計		0

(注1) 各項目の算定基準額に1,000円未満の端数が生じた場合、都補助金所要額の欄は1,000円未満の端数を切り捨てた額とすること。
 (注2) サービス評価・改善計画加算の欄は、福祉サービス第三者評価受審の場合は600,000円、利用者に対する調査実施の場合は、200,000円とすること。
 (注3) 評価加算の額については、評価加算の補助内示の額を示した通知書に記載された額とすること。

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）

令和2年度（改正前）

別記第1号様式の3

令和3年度事業計画書

- 1 設置・経営主体（法人名）
- 2 施設名
- 3 入所者数 名・定員 名
- 4 職員配置（令和3年4月1日時点） (人)

職 種	基 準	現 員 又 は 常 勤 換 算
施 設 長	1	
医 師	必要数	
生 活 相 談 員	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上	
介 護 職 員 又 は 看 護 職 員	入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上	
栄 養 士	1以上	
機 能 訓 練 指 導 員	1以上	
介 護 支 援 専 門 員	1以上	

注) 3 入所者数については、平成12年3月17日付老企第43号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」に基づき算出すること。
なお、常勤換算が適用されるものは、常勤換算後の人数を記入すること。

- 5 平成12年3月31日以前から引き続き常勤雇用関係にある、視覚障害をもつあん摩マッサージ指圧師の配置状況（令和3年度各月1日時点 ※申請日以後の状況は見込みを記入すること。） (人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

あん摩マッサージ指圧師加算の対象となる「あん摩マッサージ指圧師」の採用年月日
年 月 日

別記第1号様式の3

令和2年度事業計画書

- 1 設置・経営主体（法人名）
- 2 施設名
- 3 入所者数 名・定員 名
- 4 職員配置（令和2年4月1日時点） (人)

職 種	基 準	現 員 又 は 常 勤 換 算
施 設 長	1	
医 師	必要数	
生 活 相 談 員	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上	
介 護 職 員 又 は 看 護 職 員	入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上	
栄 養 士	1以上	
機 能 訓 練 指 導 員	1以上	
介 護 支 援 専 門 員	1以上	

注) 3 入所者数については、平成12年3月17日付老企第43号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」に基づき算出すること。
なお、常勤換算が適用されるものは、常勤換算後の人数を記入すること。

- 5 平成12年3月31日以前から引き続き常勤雇用関係にある、視覚障害をもつあん摩マッサージ指圧師の配置状況（令和2年度各月1日時点 ※申請日以後の状況は見込みを記入すること。） (人)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

あん摩マッサージ指圧師加算の対象となる「あん摩マッサージ指圧師」の採用年月日
年 月 日

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）	令和2年度（改正前）												
<p>別記第2号様式</p> <p style="text-align: right;">捨 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: right;">法人所在地 法 人 名 代 表 者 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="color: red;">令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の変更交付申請について</p> <p>令和 年 月 日付 3 福保高施第 号により交付決定を受けた 令和3年度 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金について、関係資料を添えて、下記のとおり、交付額の変更を申請します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 変更申請額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>既交付決定額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>今回追加（又は減少）額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>2 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金所要額変更調書 別記第2号様式の2のとおり</p> <p>3 事業変更計画書 別記第2号様式の3のとおり</p> <p>（添付書類） 予算書（又は見込書）抄本</p> <p>番 号 K _____ 施 設 名 _____ 担 当 者 _____ 連絡先電話番号 _____</p>	1 変更申請額	円	既交付決定額	円	今回追加（又は減少）額	円	<p>別記第2号様式</p> <p style="text-align: right;">捨 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: right;">法人所在地 法 人 名 代 表 者 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="color: red;">令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の変更交付申請について</p> <p>令和 年 月 日付 2 福保高施第 号により交付決定を受けた 令和2年度 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金について、関係資料を添えて、下記のとおり、交付額の変更を申請します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 変更申請額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>既交付決定額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>今回追加（又は減少）額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>2 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金所要額変更調書 別記第2号様式の2のとおり</p> <p>3 事業変更計画書 別記第2号様式の3のとおり</p> <p>（添付書類） 予算書（又は見込書）抄本</p> <p>番 号 K _____ 施 設 名 _____ 担 当 者 _____ 連絡先電話番号 _____</p>	1 変更申請額	円	既交付決定額	円	今回追加（又は減少）額	円
1 変更申請額	円												
既交付決定額	円												
今回追加（又は減少）額	円												
1 変更申請額	円												
既交付決定額	円												
今回追加（又は減少）額	円												

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）					令和2年度（改正前）						
別記第2号様式の2 令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金所要額変更調書					別記第2号様式の2 令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金所要額変更調書						
(単位：円)					(単位：円)						
(施設名)	区 分	算定基準額 ①	都補助金所要額 ②	都補助金 既交付決定額 ③	今回追加額 ④=②-③	(施設名)	区 分	算定基準額 ①	都補助金所要額 ②	都補助金 既交付決定額 ③	今回追加額 ④=②-③
	施設振興費 (2,700円× 人× か月)						施設振興費 (2,700円× 人× か月)				
	あん摩マッサージ指圧師加算 (円× か月)					あん摩マッサージ指圧師加算 (円× か月)					
	小規模施設加算 (円× か月)					小規模施設加算 (円× か月)					
	島しよ加算					島しよ加算					
	島しよ特別加算					島しよ特別加算					
	町村部特別加算					町村部特別加算					
	評価加算	医療対応強化支援加算				医療対応強化支援加算					
		努力・実績加算				努力・実績加算					
	サービス評価・改善計画加算					サービス評価・改善計画加算					
	合 計					合 計					
(注1) 各項目の算定基準額に1,000円未満の端数が生じた場合、都補助金所要額の額は1,000円未満の端数を切り捨てた額とすること。 (注2) サービス評価・改善計画加算の額は、福祉サービス第三者評価受審の場合は800,000円、利用者に対する調査実施の場合は、200,000円とすること。 (注3) 評価加算の額については、評価加算の補助内示の額を示した通知書に記載された額とすること。						(注1) 各項目の算定基準額に1,000円未満の端数が生じた場合、都補助金所要額の額は1,000円未満の端数を切り捨てた額とすること。 (注2) サービス評価・改善計画加算の額は、福祉サービス第三者評価受審の場合は800,000円、利用者に対する調査実施の場合は、200,000円とすること。 (注3) 評価加算の額については、評価加算の補助内示の額を示した通知書に記載された額とすること。					

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）	令和2年度（改正前）
<p>別記第3号様式</p> <p style="text-align: right;">拾 年 月 日 印</p> <p style="text-align: center;">東 京 都 知 事 殿</p> <p style="text-align: right;">法人所在地 法 人 名 代 表 者 名 印</p> <p style="color: red;">令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の事業実績報告について</p> <p>令和 年 月 日付 3 福保高施第 号により交付決定を受けた 令和3年度 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金について、関係資料を添えて事業実績を報告します。</p> <p>1 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金精算書 別記様式第3号の2</p> <p>2 事業実績報告書 別記様式第3号の3</p> <p>(添付書類) 決算書（又は見込書）抄本</p> <p>番 号 K _____ 施設名 _____ 担当者 _____ 連絡先電話番号 _____</p>	<p>別記第3号様式</p> <p style="text-align: right;">拾 年 月 日 印</p> <p style="text-align: center;">東 京 都 知 事 殿</p> <p style="text-align: right;">法人所在地 法 人 名 代 表 者 名 印</p> <p style="color: red;">令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の事業実績報告について</p> <p>令和 年 月 日付 2 福保高施第 号により交付決定を受けた 令和2年度 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金について、関係資料を添えて事業実績を報告します。</p> <p>1 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金精算書 別記様式第3号の2</p> <p>2 事業実績報告書 別記様式第3号の3</p> <p>(添付書類) 決算書（又は見込書）抄本</p> <p>番 号 K _____ 施設名 _____ 担当者 _____ 連絡先電話番号 _____</p>

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）					令和2年度（改正前）						
別記第3号様式の2 令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金精算書 （施設名） （単位：円）					別記第3号様式の2 令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金精算書 （施設名） （単位：円）						
	区分	算定基準額 ①	都補助金所要額 ②	都補助金交付額 ③	要返還額 ④=③-②		区分	算定基準額 ①	都補助金所要額 ②	都補助金交付額 ③	要返還額 ④=③-②
	施設振興費 (2,700円× 人× か月)						施設振興費 (2,700円× 人× か月)				
	あん摩マッサージ指圧師加算 (円× か月)						あん摩マッサージ指圧師加算 (円× か月)				
	小規模施設加算 (円× か月)						小規模施設加算 (円× か月)				
	高しよ加算						高しよ加算				
	高しよ特別加算						高しよ特別加算				
	町村部特別加算						町村部特別加算				
評価加算	医療対応強化支援加算					評価加算	医療対応強化支援加算				
	努力・実績加算						努力・実績加算				
	サービス評価・改善計画加算						サービス評価・改善計画加算				
	合 計						合 計				
(注1) 各項目の算定基準額に1,000円未満の端数が生じた場合、都補助金所要額の欄は1,000円未満の端数を切り捨てた額とすること。 (注2) サービス評価・改善計画加算の欄は、福祉サービス第三者評価受審の場合は600,000円、利用者に対する調査実施の場合は、200,000円とすること。					(注1) 各項目の算定基準額に1,000円未満の端数が生じた場合、都補助金所要額の欄は1,000円未満の端数を切り捨てた額とすること。 (注2) サービス評価・改善計画加算の欄は、福祉サービス第三者評価受審の場合は600,000円、利用者に対する調査実施の場合は、200,000円とすること。						

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）	令和2年度（改正前）																																																																																																
<p>別記第3号様式の3</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和3年度事業実績報告書</p> <p>1 設置・経営主体（法人名）</p> <p>2 施設名</p> <p>3 入所者数 名・定員 名</p> <p>4 職員配置（令和4年3月31日時点） (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職 種</th> <th style="width: 40%;">基 準</th> <th style="width: 40%;">現 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施 設 長</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医 師</td> <td style="text-align: center;">必要数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 活 相 談 員</td> <td>入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介 護 職 員 又 は 看 護 職 員</td> <td>入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栄 養 士</td> <td style="text-align: center;">1以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td style="text-align: center;">1以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td style="text-align: center;">1以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 3 入所者数については、平成12年3月17日付老企第43号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」に基づき算出すること。 なお、常勤換算が適用されるものは、常勤換算後の人数を記入すること。</p> <p>5 平成12年3月31日以前から引き続き常勤雇用関係にある、視覚障害をもつあん摩マッサージ指圧師の配置状況（令和3年度各月1日時点） (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">あん摩マッサージ指圧師加算の対象となる「あん摩マッサージ指圧師」の採用年月日 年 月 日</p>	職 種	基 準	現 員	施 設 長	1		医 師	必要数		生 活 相 談 員	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上		介 護 職 員 又 は 看 護 職 員	入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上		栄 養 士	1以上		機能訓練指導員	1以上		介護支援専門員	1以上		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月													<p>別記第3号様式の3</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和2年度事業実績報告書</p> <p>1 設置・経営主体（法人名）</p> <p>2 施設名</p> <p>3 入所者数 名・定員 名</p> <p>4 職員配置（令和3年3月31日時点） (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職 種</th> <th style="width: 40%;">基 準</th> <th style="width: 40%;">現 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施 設 長</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医 師</td> <td style="text-align: center;">必要数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 活 相 談 員</td> <td>入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介 護 職 員 又 は 看 護 職 員</td> <td>入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栄 養 士</td> <td style="text-align: center;">1以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td style="text-align: center;">1以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td style="text-align: center;">1以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 3 入所者数については、平成12年3月17日付老企第43号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」に基づき算出すること。 なお、常勤換算が適用されるものは、常勤換算後の人数を記入すること。</p> <p>5 平成12年3月31日以前から引き続き常勤雇用関係にある、視覚障害をもつあん摩マッサージ指圧師の配置状況（令和2年度各月1日時点） (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">あん摩マッサージ指圧師加算の対象となる「あん摩マッサージ指圧師」の採用年月日 年 月 日</p>	職 種	基 準	現 員	施 設 長	1		医 師	必要数		生 活 相 談 員	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上		介 護 職 員 又 は 看 護 職 員	入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上		栄 養 士	1以上		機能訓練指導員	1以上		介護支援専門員	1以上		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月												
職 種	基 準	現 員																																																																																															
施 設 長	1																																																																																																
医 師	必要数																																																																																																
生 活 相 談 員	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上																																																																																																
介 護 職 員 又 は 看 護 職 員	入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上																																																																																																
栄 養 士	1以上																																																																																																
機能訓練指導員	1以上																																																																																																
介護支援専門員	1以上																																																																																																
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																						
職 種	基 準	現 員																																																																																															
施 設 長	1																																																																																																
医 師	必要数																																																																																																
生 活 相 談 員	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上																																																																																																
介 護 職 員 又 は 看 護 職 員	入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上																																																																																																
栄 養 士	1以上																																																																																																
機能訓練指導員	1以上																																																																																																
介護支援専門員	1以上																																																																																																
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																						

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）	令和2年度（改正前）																																																																
<p>別記第4号様式</p> <p style="text-align: center;">施設名 _____</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和3年度特別養護老人ホームの基準適合（実施）状況</p> <p>東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第40号）及び東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第41号）について、貴施設の実施状況等を入力してください。</p> <p>また、各々の基準に適合している判断できる項目には「適」に○を付けてください。「適」に○が付かない場合は、その理由と今後の計画及び達成予定時期を入力してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">基準</th> <th rowspan="2">実施状況、今後の計画</th> <th rowspan="2">適合状況</th> </tr> <tr> <th>特</th> <th>指</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本方針</td> <td>3</td> <td>3</td> <td></td> <td style="text-align: center;">適</td> </tr> <tr> <td>構造設備の一般原則</td> <td>10</td> <td>-</td> <td></td> <td style="text-align: center;">適</td> </tr> <tr> <td>設備の専用</td> <td>12</td> <td>-</td> <td></td> <td style="text-align: center;">適</td> </tr> <tr> <td>職員の資格要件</td> <td>5</td> <td>-</td> <td></td> <td style="text-align: center;">適</td> </tr> <tr> <td>職員の専従</td> <td>6</td> <td>-</td> <td></td> <td style="text-align: center;">適</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準		実施状況、今後の計画	適合状況	特	指	基本方針	3	3		適	構造設備の一般原則	10	-		適	設備の専用	12	-		適	職員の資格要件	5	-		適	職員の専従	6	-		適	<p>別記第4号様式</p> <p style="text-align: center;">施設名 _____</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和2年度特別養護老人ホームの基準適合（実施）状況</p> <p>東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第40号）及び東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第41号）について、貴施設の実施状況等を入力してください。</p> <p>また、各々の基準に適合している判断できる項目には「適」に○を付けてください。「適」に○が付かない場合は、その理由と今後の計画及び達成予定時期を入力してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">基準</th> <th rowspan="2">実施状況、今後の計画</th> <th rowspan="2">適合状況</th> </tr> <tr> <th>特</th> <th>指</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本方針</td> <td>3</td> <td>3</td> <td></td> <td style="text-align: center;">適</td> </tr> <tr> <td>構造設備の一般原則</td> <td>10</td> <td>-</td> <td></td> <td style="text-align: center;">適</td> </tr> <tr> <td>設備の専用</td> <td>12</td> <td>-</td> <td></td> <td style="text-align: center;">適</td> </tr> <tr> <td>職員の資格要件</td> <td>5</td> <td>-</td> <td></td> <td style="text-align: center;">適</td> </tr> <tr> <td>職員の専従</td> <td>6</td> <td>-</td> <td></td> <td style="text-align: center;">適</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準		実施状況、今後の計画	適合状況	特	指	基本方針	3	3		適	構造設備の一般原則	10	-		適	設備の専用	12	-		適	職員の資格要件	5	-		適	職員の専従	6	-		適
項目		基準				実施状況、今後の計画	適合状況																																																										
	特	指																																																															
基本方針	3	3		適																																																													
構造設備の一般原則	10	-		適																																																													
設備の専用	12	-		適																																																													
職員の資格要件	5	-		適																																																													
職員の専従	6	-		適																																																													
項目	基準		実施状況、今後の計画	適合状況																																																													
	特	指																																																															
基本方針	3	3		適																																																													
構造設備の一般原則	10	-		適																																																													
設備の専用	12	-		適																																																													
職員の資格要件	5	-		適																																																													
職員の専従	6	-		適																																																													

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）

項目	基準		実施状況、今後の計画	適合状況
	前	指		
運営規程	13	9		適
非常災害対策	31	39		適
記録の整備	32	41		適
設備の基準	11	5		適
職員の配置基準	4	4		適
内容及び手続の説明及び同意	—	12		適
提供拒否の禁止	—	13		適
サービス提供困難時の対応	14	14		適

令和2年度（改正前）

項目	基準		実施状況、今後の計画	適合状況
	前	指		
運営規程	13	9		適
非常災害対策	31	39		適
記録の整備	32	41		適
設備の基準	11	5		適
職員の配置基準	4	4		適
内容及び手続の説明及び同意	—	12		適
提供拒否の禁止	—	13		適
サービス提供困難時の対応	14	14		適

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）

項目	基準		実施状況、今後の計画	適合状況
	特	指		
受給資格の確認	－	15		適
要介護認定の申請に係る援助	－	16		適
入退所	15	11		適
サービス提供の記録	－	17		適
利用料等の受領	－	18		適
保険給付の請求のための証明書の交付	－	19		適
入所者の処遇に関する計画（施設サービス計画）	8	8		適
処遇の方針	16	20		適

令和2年度（改正前）

項目	基準		実施状況、今後の計画	適合状況
	特	指		
受給資格の確認	－	15		適
要介護認定の申請に係る援助	－	16		適
入退所	15	11		適
サービス提供の記録	－	17		適
利用料等の受領	－	18		適
保険給付の請求のための証明書の交付	－	19		適
入所者の処遇に関する計画（施設サービス計画）	8	8		適
処遇の方針	16	20		適

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）

項目	基準		実施状況、今後の計画	適合状況
	時	指		
介 護	17	21		適
食 事	18	22		適
相談及び援助	19	23		適
社会生活上の便宜の提供等	20	24		適
機能訓練	21	25		適
健康管理	22	26		適
入所者の入院期間中の取扱い	23	27		適
入所者に関する区市町村への通知	-	28		適

令和2年度（改正前）

項目	基準		実施状況、今後の計画	適合状況
	時	指		
介 護	17	21		適
食 事	18	22		適
相談及び援助	19	23		適
社会生活上の便宜の提供等	20	24		適
機能訓練	21	25		適
健康管理	22	26		適
入所者の入院期間中の取扱い	23	27		適
入所者に関する区市町村への通知	-	28		適

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）

項目	基準		実施状況、今後の計画	適合状況
	種	指		
管理者による管理	－	6		適
施設長の責務	7	7		適
勤務体制の確保等	9	10		適
定員の遵守	24	29		適
衛生管理等	25	30		適
協力病院等	26	31		適
掲示	－	32		適
秘密保持等	27	33		適

令和2年度（改正前）

項目	基準		実施状況、今後の計画	適合状況
	種	指		
管理者による管理	－	6		適
施設長の責務	7	7		適
勤務体制の確保等	9	10		適
定員の遵守	24	29		適
衛生管理等	25	30		適
協力病院等	26	31		適
掲示	－	32		適
秘密保持等	27	33		適

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）

項目	基準		実施状況、今後の計画	適合状況
	特	指		
広 告	—	34		適
居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	—	35		適
苦 情 処 理	28	36		適
地域との連携等	29	37		適
事故発生の防止及び発生時の対応	30	38		適
会 計 の 区 分	—	40		適

(注)「特」欄の数字は東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第40号）の該当条番号を、「指」欄の数字は東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第41号）の該当条番号を表す（ユニット型及び一部ユニット型については省略）。

令和2年度（改正前）

項目	基準		実施状況、今後の計画	適合状況
	特	指		
広 告	—	34		適
居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	—	35		適
苦 情 処 理	28	36		適
地域との連携等	29	37		適
事故発生の防止及び発生時の対応	30	38		適
会 計 の 区 分	—	40		適

(注)「特」欄の数字は東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第40号）の該当条番号を、「指」欄の数字は東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第41号）の該当条番号を表す（ユニット型及び一部ユニット型については省略）。

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）	令和2年度（改正前）																																																																						
<p>別記第5号様式</p> <p>私たちの施設は、都からの補助や介護報酬、利用者からの利用料等によって運営されています。</p> <p><特別養護老人ホーム></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">施設名</td> <td style="width: 10%;">施設番号</td> <td style="width: 20%;">K</td> </tr> </table> <p>令和3年度における施設データ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>総事業費（事業活動支出）</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>人件費</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>定員数</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>利用者数（令和3年4月1日時点）</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>常勤職員数（令和3年4月1日時点）</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>非常勤職員数（令和3年4月1日時点）</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table> <p>施設の収入（特別養護老人ホーム経営支援補助金の状況等）【令和3年度実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>介護報酬</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>その他利用料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付額（都独自の運営費補助）</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>①施設整備等に係る経費の補助（施設振興費）</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>②医療対応強化支援加算</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>③努力・実績加算</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>④第三者評価の受審・サービス向上に向けた計画策定</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>⑤その他加算（小規模施設加算等）</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> <p><small>※この様式は、「令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱」の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。 ※事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、閲覧を希望する方に公開しています。</small></p>	施設名	施設番号	K	総事業費（事業活動支出）	円	人件費	円	定員数	人	利用者数（令和3年4月1日時点）	人	常勤職員数（令和3年4月1日時点）	人	非常勤職員数（令和3年4月1日時点）	人	介護報酬	円	その他利用料	円	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付額（都独自の運営費補助）	円	①施設整備等に係る経費の補助（施設振興費）	円	②医療対応強化支援加算	円	③努力・実績加算	円	④第三者評価の受審・サービス向上に向けた計画策定	円	⑤その他加算（小規模施設加算等）	円	<p>別記第5号様式</p> <p>私たちの施設は、都からの補助や介護報酬、利用者からの利用料等によって運営されています。</p> <p><特別養護老人ホーム></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">施設名</td> <td style="width: 10%;">施設番号</td> <td style="width: 20%;">K</td> </tr> </table> <p>令和2年度における施設データ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>総事業費（事業活動支出）</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>人件費</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>定員数</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>利用者数（令和2年4月1日時点）</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>常勤職員数（令和2年4月1日時点）</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>非常勤職員数（令和2年4月1日時点）</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table> <p>施設の収入（特別養護老人ホーム経営支援補助金の状況等）【令和2年度実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>介護報酬</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>その他利用料</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付額（都独自の運営費補助）</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>①経営力の強化、良質なサービス提供が行える体制の構築</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>②利用者の健康管理の強化及び生活施設としての専門性の充実</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>③ボランティヤの受入れと地域交流の促進</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>④利用者の在宅復帰支援</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>⑤施設整備等に係る経費の補助（施設振興費）</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>⑥医療対応強化支援加算</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>⑦努力・実績加算</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>⑧第三者評価の受審・サービス向上に向けた計画策定</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>⑨その他加算（小規模施設加算等）</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> <p><small>※この様式は、「令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱」の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。 ※事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、閲覧を希望する方に公開しています。</small></p>	施設名	施設番号	K	総事業費（事業活動支出）	円	人件費	円	定員数	人	利用者数（令和2年4月1日時点）	人	常勤職員数（令和2年4月1日時点）	人	非常勤職員数（令和2年4月1日時点）	人	介護報酬	円	その他利用料	円	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付額（都独自の運営費補助）	円	①経営力の強化、良質なサービス提供が行える体制の構築	円	②利用者の健康管理の強化及び生活施設としての専門性の充実	円	③ボランティヤの受入れと地域交流の促進	円	④利用者の在宅復帰支援	円	⑤施設整備等に係る経費の補助（施設振興費）	円	⑥医療対応強化支援加算	円	⑦努力・実績加算	円	⑧第三者評価の受審・サービス向上に向けた計画策定	円	⑨その他加算（小規模施設加算等）	円
施設名	施設番号	K																																																																					
総事業費（事業活動支出）	円																																																																						
人件費	円																																																																						
定員数	人																																																																						
利用者数（令和3年4月1日時点）	人																																																																						
常勤職員数（令和3年4月1日時点）	人																																																																						
非常勤職員数（令和3年4月1日時点）	人																																																																						
介護報酬	円																																																																						
その他利用料	円																																																																						
東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付額（都独自の運営費補助）	円																																																																						
①施設整備等に係る経費の補助（施設振興費）	円																																																																						
②医療対応強化支援加算	円																																																																						
③努力・実績加算	円																																																																						
④第三者評価の受審・サービス向上に向けた計画策定	円																																																																						
⑤その他加算（小規模施設加算等）	円																																																																						
施設名	施設番号	K																																																																					
総事業費（事業活動支出）	円																																																																						
人件費	円																																																																						
定員数	人																																																																						
利用者数（令和2年4月1日時点）	人																																																																						
常勤職員数（令和2年4月1日時点）	人																																																																						
非常勤職員数（令和2年4月1日時点）	人																																																																						
介護報酬	円																																																																						
その他利用料	円																																																																						
東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付額（都独自の運営費補助）	円																																																																						
①経営力の強化、良質なサービス提供が行える体制の構築	円																																																																						
②利用者の健康管理の強化及び生活施設としての専門性の充実	円																																																																						
③ボランティヤの受入れと地域交流の促進	円																																																																						
④利用者の在宅復帰支援	円																																																																						
⑤施設整備等に係る経費の補助（施設振興費）	円																																																																						
⑥医療対応強化支援加算	円																																																																						
⑦努力・実績加算	円																																																																						
⑧第三者評価の受審・サービス向上に向けた計画策定	円																																																																						
⑨その他加算（小規模施設加算等）	円																																																																						

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）					令和2年度（改正前）						
別記第6号様式					別記第6号様式						
「福祉サービス第三者評価」を踏まえたサービス改善計画・実施状況					「福祉サービス第三者評価」を踏まえたサービス改善計画・実施状況						
施設名				施設番号	K	施設名				施設番号	K
項目	評価結果に基づく現状分析 <small>（令和3年度）</small>	改善計画 <small>（令和3年度末時点）</small>	実施状況（予定を含む） <small>（令和3年4月30日時点）</small>	左記実施状況に実施予定が あった場合の実施状況 <small>（令和3年4月30日時点）</small>		項目	評価結果に基づく現状分析 <small>（令和2年度）</small>	改善計画 <small>（令和2年度末時点）</small>	実施状況（予定を含む） <small>（令和2年4月30日時点）</small>	左記実施状況に実施予定が あった場合の実施状況 <small>（令和2年4月30日時点）</small>	
について			1 実施済み 2 実施予定（令和 年 月ごろ） 具体的には以下のとおりです。	1 実施済み （ 年 月） 具体的には以下のとおりです。		について			1 実施済み 2 実施予定（令和 年 月ごろ） 具体的には以下のとおりです。	1 実施済み （ 年 月） 具体的には以下のとおりです。	
について			1 実施済み 2 実施予定（令和 年 月ごろ） 具体的には以下のとおりです。	1 実施済み （ 年 月） 具体的には以下のとおりです。		について			1 実施済み 2 実施予定（令和 年 月ごろ） 具体的には以下のとおりです。	1 実施済み （ 年 月） 具体的には以下のとおりです。	
について			1 実施済み 2 実施予定（令和 年 月ごろ） 具体的には以下のとおりです。	1 実施済み （ 年 月） 具体的には以下のとおりです。		について			1 実施済み 2 実施予定（令和 年 月ごろ） 具体的には以下のとおりです。	1 実施済み （ 年 月） 具体的には以下のとおりです。	
<small>※この様式は、「令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱」の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。 ※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参考に、施設が独自に決めています。 ※第三者評価（又は利用者に対する調査）の結果は、施設において公表しているほか、「どうきょう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できます。</small>					<small>※この様式は、「令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱」の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。 ※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参考に、施設が独自に決めています。 ※第三者評価（又は利用者に対する調査）の結果は、施設において公表しているほか、「どうきょう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できます。</small>						

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）	令和2年度（改正前）																								
<p>別記第7号様式</p> <p>施設振興費の対象となっている施設は以下を記載の上、提出すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">当該補助対象の特養の建物を建設 (竣工)した時期</td> <td style="width: 30%;">(↓いずれかに○) 平成・昭和</td> <td style="width: 40%;">年 月</td> </tr> </table> <p><small>(建物の老朽化等により、全面的に建物を建て替えた場合は、建替後の竣工時期を記載)</small></p> <p>当該補助対象の特養の建物を建設するための借入金の償還状況 (増築工事や修繕のための借入金は除く)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">元金償還を開始した年度</td> <td style="width: 30%;">(↓いずれかに○) 平成・昭和</td> <td style="width: 40%;">年度</td> </tr> <tr> <td>元金償還の終了(予定)年度</td> <td>(↓いずれかに○) 令和・平成・昭和</td> <td>年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和3年度の元金償還予定額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>※上記の元金償還予定表(金融機関が作成したもの)の写しを添付すること。</p>	当該補助対象の特養の建物を建設 (竣工)した時期	(↓いずれかに○) 平成・昭和	年 月	元金償還を開始した年度	(↓いずれかに○) 平成・昭和	年度	元金償還の終了(予定)年度	(↓いずれかに○) 令和・平成・昭和	年度	令和3年度の元金償還予定額		円	<p>別記第7号様式</p> <p>施設振興費の対象となっている施設は以下を記載の上、提出すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">当該補助対象の特養の建物を建設 (竣工)した時期</td> <td style="width: 30%;">(↓いずれかに○) 平成・昭和</td> <td style="width: 40%;">年 月</td> </tr> </table> <p><small>(建物の老朽化等により、全面的に建物を建て替えた場合は、建替後の竣工時期を記載)</small></p> <p>当該補助対象の特養の建物を建設するための借入金の償還状況 (増築工事や修繕のための借入金は除く)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">元金償還を開始した年度</td> <td style="width: 30%;">(↓いずれかに○) 平成・昭和</td> <td style="width: 40%;">年度</td> </tr> <tr> <td>元金償還の終了(予定)年度</td> <td>(↓いずれかに○) 令和・平成・昭和</td> <td>年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和2年度の元金償還予定額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>※上記の元金償還予定表(金融機関が作成したもの)の写しを添付すること。</p>	当該補助対象の特養の建物を建設 (竣工)した時期	(↓いずれかに○) 平成・昭和	年 月	元金償還を開始した年度	(↓いずれかに○) 平成・昭和	年度	元金償還の終了(予定)年度	(↓いずれかに○) 令和・平成・昭和	年度	令和2年度の元金償還予定額		円
当該補助対象の特養の建物を建設 (竣工)した時期	(↓いずれかに○) 平成・昭和	年 月																							
元金償還を開始した年度	(↓いずれかに○) 平成・昭和	年度																							
元金償還の終了(予定)年度	(↓いずれかに○) 令和・平成・昭和	年度																							
令和3年度の元金償還予定額		円																							
当該補助対象の特養の建物を建設 (竣工)した時期	(↓いずれかに○) 平成・昭和	年 月																							
元金償還を開始した年度	(↓いずれかに○) 平成・昭和	年度																							
元金償還の終了(予定)年度	(↓いずれかに○) 令和・平成・昭和	年度																							
令和2年度の元金償還予定額		円																							

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）	令和2年度（改正前）																																																																																																
<div style="margin-bottom: 10px;"> <p>別添資料1 届出番号 <input type="text"/></p> <p style="text-align: center;">届出名 <input type="text"/></p> <p style="text-align: center;">「福祉サービス第三者評価を準用した調査」結果報告書（令和3年度） （東京都特別養護老人ホーム経営支援補助）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>社会福祉法人 ○○○○ ○○○施設長 ○○ ○○ 殿</p> <p>郵便番号 <input type="text"/></p> <p>所在地 <input type="text"/></p> <p>評価機関名 <input type="text"/></p> <p>認証評価機関番号 <input type="text"/> 機関 <input type="text"/></p> <p>電話番号 <input type="text"/></p> <p>代表者氏名 <input type="text"/> 印</p> <p>以下のとおり調査を行いましたので報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">評価者氏名</th> <th style="width: 20%;">担当分野</th> <th style="width: 30%;">修了者番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>②</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>③</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>④</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑤</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑥</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>福祉サービス種別 <input type="text"/></p> <p>調査対象事業所名称 <input type="text"/></p> <p>事業所連絡先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td>郵便番号</td><td><input type="text"/></td></tr> <tr><td>所在地</td><td><input type="text"/></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td><input type="text"/></td></tr> </table> <p>事業所代表者氏名 <input type="text"/></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td>契約日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>利用者調査票配布日(実施日)</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>利用者調査結果報告日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>自己評価の調査票配布日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>自己評価結果報告日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>訪問調査日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>調査結果合議日</td><td>年 月 日</td></tr> </table> <p>コメント (利用者調査・事業評価の工夫点、補助者・専門家等の活用、第三者性確保のための措置などを記入)</p> <p style="text-align: center;">評価機関から上記及び別紙の評価結果を含む調査結果報告書を受け取りました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">事業所代表者氏名 <input type="text"/> 印</p> </div>		評価者氏名	担当分野	修了者番号	①				②				③				④				⑤				⑥				郵便番号	<input type="text"/>	所在地	<input type="text"/>	電話番号	<input type="text"/>	契約日	年 月 日	利用者調査票配布日(実施日)	年 月 日	利用者調査結果報告日	年 月 日	自己評価の調査票配布日	年 月 日	自己評価結果報告日	年 月 日	訪問調査日	年 月 日	調査結果合議日	年 月 日	<div style="margin-bottom: 10px;"> <p>別添資料1 届出番号 <input type="text"/></p> <p style="text-align: center;">届出名 <input type="text"/></p> <p style="text-align: center;">「福祉サービス第三者評価を準用した調査」結果報告書（令和2年度） （東京都特別養護老人ホーム経営支援補助）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>社会福祉法人 ○○○○ ○○○施設長 ○○ ○○ 殿</p> <p>郵便番号 <input type="text"/></p> <p>所在地 <input type="text"/></p> <p>評価機関名 <input type="text"/></p> <p>認証評価機関番号 <input type="text"/> 機関 <input type="text"/></p> <p>電話番号 <input type="text"/></p> <p>代表者氏名 <input type="text"/> 印</p> <p>以下のとおり調査を行いましたので報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">評価者氏名</th> <th style="width: 20%;">担当分野</th> <th style="width: 30%;">修了者番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>②</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>③</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>④</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑤</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑥</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>福祉サービス種別 <input type="text"/></p> <p>調査対象事業所名称 <input type="text"/></p> <p>事業所連絡先</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td>郵便番号</td><td><input type="text"/></td></tr> <tr><td>所在地</td><td><input type="text"/></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td><input type="text"/></td></tr> </table> <p>事業所代表者氏名 <input type="text"/></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td>契約日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>利用者調査票配布日(実施日)</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>利用者調査結果報告日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>自己評価の調査票配布日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>自己評価結果報告日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>訪問調査日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>調査結果合議日</td><td>年 月 日</td></tr> </table> <p>コメント (利用者調査・事業評価の工夫点、補助者・専門家等の活用、第三者性確保のための措置などを記入)</p> <p style="text-align: center;">評価機関から上記及び別紙の評価結果を含む調査結果報告書を受け取りました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">事業所代表者氏名 <input type="text"/> 印</p> </div>		評価者氏名	担当分野	修了者番号	①				②				③				④				⑤				⑥				郵便番号	<input type="text"/>	所在地	<input type="text"/>	電話番号	<input type="text"/>	契約日	年 月 日	利用者調査票配布日(実施日)	年 月 日	利用者調査結果報告日	年 月 日	自己評価の調査票配布日	年 月 日	自己評価結果報告日	年 月 日	訪問調査日	年 月 日	調査結果合議日	年 月 日
	評価者氏名	担当分野	修了者番号																																																																																														
①																																																																																																	
②																																																																																																	
③																																																																																																	
④																																																																																																	
⑤																																																																																																	
⑥																																																																																																	
郵便番号	<input type="text"/>																																																																																																
所在地	<input type="text"/>																																																																																																
電話番号	<input type="text"/>																																																																																																
契約日	年 月 日																																																																																																
利用者調査票配布日(実施日)	年 月 日																																																																																																
利用者調査結果報告日	年 月 日																																																																																																
自己評価の調査票配布日	年 月 日																																																																																																
自己評価結果報告日	年 月 日																																																																																																
訪問調査日	年 月 日																																																																																																
調査結果合議日	年 月 日																																																																																																
	評価者氏名	担当分野	修了者番号																																																																																														
①																																																																																																	
②																																																																																																	
③																																																																																																	
④																																																																																																	
⑤																																																																																																	
⑥																																																																																																	
郵便番号	<input type="text"/>																																																																																																
所在地	<input type="text"/>																																																																																																
電話番号	<input type="text"/>																																																																																																
契約日	年 月 日																																																																																																
利用者調査票配布日(実施日)	年 月 日																																																																																																
利用者調査結果報告日	年 月 日																																																																																																
自己評価の調査票配布日	年 月 日																																																																																																
自己評価結果報告日	年 月 日																																																																																																
訪問調査日	年 月 日																																																																																																
調査結果合議日	年 月 日																																																																																																

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱 新旧対照表

令和3年度（改正後）	令和2年度（改正前）																																														
<p>別添資料2 施設番号 K 施設名</p> <p style="text-align: center;">「利用者に対する調査」結果報告書(令和3年度) (東京都特別養護老人ホーム経営支援補助)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>社会福祉法人 ○○○○ ○○○施設長 ○○ ○○ 殿</p> <p>郵便番号 所在地 評価機関名 認証評価機関番号 電話番号 代表者氏名 印</p> <p>以下のとおり調査を行いましたので報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">評価者氏名</th> <th style="width: 20%;">担当分野</th> <th style="width: 30%;">捺了者番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="6">評価者氏名・担当分野・評価者養成講習修了者番号</td> <td>①</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td>②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td>③</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td>④</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td>⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td>⑥</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>福祉サービス種別</p> <p>調査対象事業所名称</p> <p>事業所連絡先 郵便番号 所在地 電話番号</p> <p>事業所代表者氏名</p> <p>契約日 年 月 日</p> <p>利用者調査票配布日(実施日) 年 月 日</p> <p>利用者調査結果報告日 年 月 日</p> <p>調査結果合議日 年 月 日</p> <p>コメント (利用者調査の工夫点、補助者・専門家等の活用などを記入)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 事業者代表者氏名 印</p> <p style="font-size: small; text-align: center;">評価機関から上記及び別紙の調査結果を含む調査結果報告書を受け取りました。</p>		評価者氏名	担当分野	捺了者番号	評価者氏名・担当分野・評価者養成講習修了者番号	①			②			③			④			⑤			⑥			<p>別添資料2 施設番号 K 施設名</p> <p style="text-align: center;">「利用者に対する調査」結果報告書(令和2年度) (東京都特別養護老人ホーム経営支援補助)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>社会福祉法人 ○○○○ ○○○施設長 ○○ ○○ 殿</p> <p>郵便番号 所在地 評価機関名 認証評価機関番号 電話番号 代表者氏名 印</p> <p>以下のとおり調査を行いましたので報告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">評価者氏名</th> <th style="width: 20%;">担当分野</th> <th style="width: 30%;">捺了者番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="6">評価者氏名・担当分野・評価者養成講習修了者番号</td> <td>①</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td>②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td>③</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td>④</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td>⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td>⑥</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>福祉サービス種別</p> <p>調査対象事業所名称</p> <p>事業所連絡先 郵便番号 所在地 電話番号</p> <p>事業所代表者氏名</p> <p>契約日 年 月 日</p> <p>利用者調査票配布日(実施日) 年 月 日</p> <p>利用者調査結果報告日 年 月 日</p> <p>調査結果合議日 年 月 日</p> <p>コメント (利用者調査の工夫点、補助者・専門家等の活用などを記入)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 事業者代表者氏名 印</p> <p style="font-size: small; text-align: center;">評価機関から上記及び別紙の調査結果を含む調査結果報告書を受け取りました。</p>		評価者氏名	担当分野	捺了者番号	評価者氏名・担当分野・評価者養成講習修了者番号	①			②			③			④			⑤			⑥		
	評価者氏名	担当分野	捺了者番号																																												
評価者氏名・担当分野・評価者養成講習修了者番号	①																																														
	②																																														
	③																																														
	④																																														
	⑤																																														
	⑥																																														
	評価者氏名	担当分野	捺了者番号																																												
評価者氏名・担当分野・評価者養成講習修了者番号	①																																														
	②																																														
	③																																														
	④																																														
	⑤																																														
	⑥																																														